共通書類（1部）

建設工事	設計・測量調査	土木施設維持管理		書類名	摘　要
○	○	○	1	履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書＜写し可＞	【法人のみ対象】 ・発行日が申請日前3か月以内のもの
○	○	○	2	法人番号の確認資料（「国税庁法人番号公表サイト」の法人情報の画面）	【法人のみ対象】 ・「国税庁法人番号公表サイト」で法人名及び所在地等から検索して確認した法人情報の画面をPDF化又は画像データ化してください。 ※法人番号は、国税庁が平成27年10月以降に法人の登記上の所在地あてに送付した「法人番号指定通知書」に記載された13桁の番号です。 ※1法人に1つの法人番号のため本店・支店・事業所とも同じ法人番号を使用してください。
○	○	○	3	「法人税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書 （その3の3）＜写し可＞	【法人のみ対象】 ・税務署が発行したもので、申請日前3か月以内のもの ※免税事業者の場合も、必ず提出してください。 なお、納税証明書はインターネットを利用して交付請求を行うことができます。 https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm
○	○	○	4	身分証明書 ＜写し可＞	【個人事業者のみ対象】 ・本籍地の市区町村が発行したもので、申請日前3か月以内のもの ※破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていないことを証明する書類です。
○	○	○	5	「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書（その3の2）＜写し可＞	【個人事業者のみ対象】 ・税務署が発行したもので、申請日前3か月以内のもの ※免税事業者の場合も、必ず提出してください。 なお、納税証明書はインターネットを利用して交付請求を行うことができます。 https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm
○	－	－	6	経営事項審査の総合評定値通知書の写し	・申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のもの (総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。)
－	－	○	7	社会保険等の加入確認資料の写し	【以下の場合のみ対象】 ・一部の自治体に対し、建設工事を申請せず、土木施設維持管理を申請する場合 ※申請の手引9～10ページ参照。 ・経営事項審査の総合評定値通知書で社会保険等が「無」の場合

建設工事	設計・測量調査	土木施設維持管理	書類名	摘　要
○	－	－	8　建設業許可通知書の写し又は許可証明書 ＜写し可＞	・申請日現在で有効なすべての業種について提出してください。 ・許可通知書（証明書）の商号・代表者等が現状と異なる場合、行政庁の収受印が押されている変更届等の写しを提出してください。※1※2
○	－	－	9　建設業許可に係る申請書類の写し ①建設業許可申請書（様式第一号） ②営業所一覧表（別紙二） ③建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第十一号）	・申請日現在で有効なすべての業種・許可区分（般・特）を含む申請書類を提出してください。（新規・更新、業種追加） ・①は、許可行政庁の収受印が押されているものに限ります。受理印が表紙に押されている場合は表紙も必要です。※1※2 ・主たる営業所で申請する場合、③は不要です。 ※建設業許可の申請内容（商号・代表者・所在地・業種・建設業法施行令第3条に規定する使用人等）に変更があった場合は建設業許可の変更届出書（様式第二十二号の二）・廃業届（様式第二十二号の四）（どちらも行政庁の収受印が押されているもの）の写しも提出してください。※1
○	－	－	10　資格情報を証明する書類の写し	・「電気工事業」「管工事業」「電気通信工事業」「消防施設工事業」の一部の受注希望工事を申請する場合、提出してください。 ・管工事業の浄化槽工事は申請する事業所で届出が必要です。変更がある場合は変更届の写しの提出も必要です。 ※申請の手引6～7ページ参照。
－	○	－	11　登録状況を証明する書類の写し	・登録されているものがある場合は、提出してください。 ・測量業務及び建築関連コンサルタント業務（建築意匠）を申請する場合は、申請する事業所が登録されていることがわかるもの（申請する事業所の名称及び所在地が記載されているもの）を提出してください。変更がある場合は変更届の提出も必要です。 ※申請の手引7～8ページ参照。
○	○	○	12　障害者雇用に係る書類 （①、②のどちらかを提出） ① 障害者雇用状況報告書の写し ② 障害者雇用の状況（様式Ｂ－５）	【障害者を1人以上雇用している場合】 ①「障害者雇用状況報告書」の提出義務のある者（従業員の総数が40人以上） 公共職業安定所に提出した障害者雇用状況報告書（令和7年6月1日現在のもので、行政庁の収受印が押されているもの）の写しを提出してください。 ※電子申請の場合は、電子申請したことが分かる画面をPDF化又は画像データ化したものを合わせて添付してください。 ②「障害者雇用状況報告書」の提出義務のない者（従業員の総数が40人未満） 障害者雇用の状況（様式Ｂ－５）（申請日時点）を提出してください。
○	○	○	13　ISO9001認証取得登録証の写し	【登録がある場合】 ・（公財）日本適合性認定協会（JAB）（又はJABと相互承認している認定機関）に認定された認証機関が認証した登録証 ・申請日現在有効なもの ・登録範囲が申請業務について取得している場合に限ります。 《参考》（公財）日本適合性認定協会（JAB） https://www.jab.or.jp/ ※ISOの認証が「製造」等で申請業務以外の場合は対象となりません。 ※登録証で登録範囲が確認できない場合は付属書の写しも提出してください。 ※外国語で記載されている場合は訳文を添付してください。
○	○	○	14　ISO14001認証取得登録証の写し	

建設工事	設計・調査・測量	土木施設維持管理	書類名	摘　要
○	－	－	15　監理技術者の状況（様式Ｂ－６）	【監理技術者が1人以上いる場合】 ・監理技術者資格者証の写し ・2名以上いる場合であっても1名分のみとしてください。 ※有効期間内のもので、資格者証に記載されている所属建設業者名が申請事業者と一致しているものに限ります。
○	－	－	16　建設業労働災害防止協会加入証明書 ＜写し可＞	【加入している場合】 ・建設業労働災害防止協会の都道府県支部が発行したもので、申請日前3か月以内のもの
○	○	○	17　委任状（様式Ｃ－５）	【代理人を置いて申請する場合】 ・様式C-5を作成し、1部提出してください。 ・申請自治体関係なく、代理人を置いて申請する場合は提出してください。 ※代理人を置いて申請する場合とは・・・本店(本店内で代理人を置く場合を除く)以外で申請する場合が該当します。(支店、営業所等)
○	○	○	18　使用印鑑届（様式Ｃ－６）※3	【申請する自治体に、下記の2自治体が含まれる場合】 ・委任の有無に関わらず、様式C-6を作成し、PDF化したものを1部提出してください。 ふじみ野市、戸田ボートレース企業団 【使用する印について】 ・代表者印（実印）欄 法人の代表者（代表取締役等）の実印を押印してください。 ・使用印鑑欄 使用印鑑は次の4つのいずれかの方式で押印してください。 方式1　実印（代表者印）での押印 方式2　役職印（代表取締役印等の役職名が入った印を指す）での押印 ※役職印を使用する場合は、代表者役職名と同一の役職印を使用してください。ただし、代表取締役社長で申請し、印鑑の役職名が「社長」程度の差異であれば可とします。 ※申請書に記載のある役職名が、印影から 読み取ることができない役職印は使用できません。 方式3　社印（角印）と個人の認印の2つの印鑑を併用しての押印 方式4　個人の認印での押印（個人事業者のみ） なお、スタンプタイプの簡易印鑑（シャチハタ等）は使用できません。

建設工事	設計・測量調査	土木施設維持管理	書類名	摘　要
○	○	○	19 資本関係・人的関係調書（様式Ｃ－１３）※3	・申請日現在において、自社と資本関係又は人的関係にある会社が、下記自治体の令和7・8年度競争入札参加資格申請（工事）を行った、又は行う予定があり、かつ、同自治体に申請する場合、1部提出してください。 さいたま市、川越市、川口市、ふじみ野市、秩父広域市町村圏組合 ※本店又は主たる営業所の所在地、商号、代表者氏名を記入してください。 ※「1　資本関係に関する事項」については、自社から見て、 「（1）会社法第2条第4号の規定による親会社」 「（2）会社法第2条第3号の規定による子会社」 「（3）（1）の記載による親会社を同じくする他の子会社」 の情報をそれぞれ記入してください。 ※「2　人的関係に関する事項」については、自社の会社の役員が、他社の役員を兼ねている場合に、自社における役職及び氏名、関係する他社の商号・名称、本店所在地、他社における役職をそれぞれ記入してください。 ※「親会社」 株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。（会社法第2条第4号） ※「子会社」 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。（会社法第2条第3号） ※「役員」 「役員」とは次の者とする。 ア　代表取締役 イ　取締役（社外取締役を含む。ただし、指名委員会等設置会社の取締役は除く。） ウ　指名委員会等設置会社における執行役又は代表執行役 エ　法人格のある各種組合の理事等 オ　その他、名称が異なってもアからエのいずれかの職務権限等に該当する者
○	○	○	20 納税状況等照会同意書兼誓約書（様式Ｃ－１４）※3	【追加申請の場合】 【申請する自治体に、下記の14自治体が含まれる場合】 埼玉県、さいたま市、秩父市、所沢市、本庄市、春日部市、深谷市、北本市、富士見市、白岡市、伊奈町、鳩山町、小鹿野町、上里町 ・上記14自治体への納税証明書（県・市・町税）の提出は原則不要です。様式C-14の提出をもって、税担当課へ納税状況等の照会を行います。 ・課税されていないことを含めて納税状況等を確認するため、各自治体に事業所がない場合も必ず提出してください。 ・納税状況等が確認できないときは、各自治体から申請者に納税証明書等の提出を求めることがあります。

※1 「申請番号等が印字された書類」をJCIPからダウンロードし、提出してください。
※2 更新中の場合は、更新前の許可通知書（証明書）と行政庁の収受印が押されている更新申請書の写しも提出してください。
※3 本様式に関しての御不明点等は、該当する申請自治体へ直接御確認ください。

共通書類に関する問合せ先
埼玉県 総務部 入札審査課
TEL　048－830－5771